

「(仮称) 長崎市動物の愛護及び管理に関する条例骨子(案)」に関するパブリック・コメントの回答について

No	意見の内容	長崎市の考え方
1	<p>条例骨子(案)について、改善希望点を記述します。</p> <p>飼い主の義務は避妊手術や室内飼育は努力事項で地域猫活動についても具体的支援策の記載がありません。</p> <p>もっと地域猫活動への積極的な支援とか猫を捨てる責任感のない飼い主への罰則とか強化してもらいたいです。</p> <p>地域猫活動の外の子はごはんももらえず、飢え死にすれば良いと言う考え方でしょうか？この言葉は、今の愛護センターの所長からそう言った旨の発言があったとききました。事実であれば「愛護」の精神には程遠い。</p> <p>私の知っている地域猫活動をしている皆さんは、個人でされてるので毎日の餌代はもとより、避妊・去勢手術代も身銭を切っていらっしゃいます。</p> <p>こんな素晴らしい活動をしているのに場所を知られたくないとおっしゃいます。</p> <p>それは猫を捨てに来る人がいるからだと思います。</p> <p>地域猫活動への資金・環境的具体的支援策、また飼い主の責任を努力義務ではなく、捨てに来る飼い主への罰則規定を作って頂きたいです。</p>	<p>猫の屋内飼養については、環境省が策定している「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」において努力義務としていることから、長崎市としてもこれに準じて努力義務とし、飼い主の遵守事項の浸透に努めていきたいと考えています。</p> <p>屋内飼養によらない場合の不妊去勢手術等の措置については、「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」の改正により、義務規定といたします。</p> <p>地域猫活動への支援について、具体的な支援策を本条例に盛り込むことはいたしません。猫の引取り数や殺処分数の更なる減少に向け、飼い主のいない猫の不妊去勢手術費用の助成を行う「まちなこ不妊化推進事業」の実施や広報誌等を用いた周知等に積極的に取り組んでいきたいと考えています。</p> <p>愛護動物を遺棄した者は、動物愛護管理法第44条第3項の規定により、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処すると規定されていますので、本条例に罰則は設けていません。</p>
2	<p>78歳の百姓です。野良ネコよりも、放し飼いの飼いネコの被害に悩まされ続けています。</p> <p>条例案では、ネコの飼い主は「屋内飼養に努めること」とありますが、これでは被害をかえって助長することになり逆効果です。</p> <p>「放し飼い禁止」をきちんと明記すべきです。</p>	<p>環境省が策定している「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」において、猫の健康及び安全の保持並びに周辺環境の保全の観点から、屋内飼養が努力義務となっていることから、長崎市としましても、当該基準に準じて努力義務とし、飼い主の方への浸透に努めていきたいと考えています。</p>
3	<p>ふれあいセンター窓口で条例骨子(案)を拝見しました(コピーは不可)。</p> <p>充分には理解できていないとは思いますが…。</p> <p>1 不妊手術をしても、餌やりを許容すると、糞尿被害は続くのでは？</p> <p>2 自宅で飼育する人も勤務に出ている昼間は外で遊ばせており、必然的に他家の庭や道路での排泄となります。</p>	<p>1 糞尿等の適切な処理ができない場合は、基準を遵守していないこととなりますので、指導の対象となります。</p> <p>2 (猫の飼い主の遵守事項についてということで述べさせていただきます)</p>

「(仮称) 長崎市動物の愛護及び管理に関する条例骨子(案)」に関するパブリック・コメントの回答について

No	意見の内容	長崎市の考え方
	<p>3 条例を言い訳の材料とする人もいるのでは？ 例：そのうち不妊手術をします…とか (私の体験…放し飼いで困り果て、警察へ通報をちらつかせたら解決した)</p> <p>4 「マイクロチップの義務化」を含め、条例の遵守状況をチェック・フォローするのはどこ(機関)でしょうか？</p>	<p>ます。) 他家の庭等での糞尿による生活環境被害をなくすため、猫の屋内飼養に努めるよう規定しています。なお、屋内飼養の規定については、飼い猫の疾病や不慮の事故、放し飼いによる周辺的生活環境被害の防止のために設けたものであるため、勤務等で不在の場合であっても、屋内飼養に努めることとなります。</p> <p>3 そのような場合は、不妊去勢手術の計画を示していただいたり、再度訪問して確認したりすることで対応したいと考えています。</p> <p>4 マイクロチップの義務化については、動物愛護管理法に規定されており(マイクロチップの装着については、犬猫等販売業者は義務であり、犬や猫の一般の所有者は努力義務となります)、本条例においても、飼い主の遵守事項で努力義務として規定しています。</p> <p>飼い主等の遵守事項の状況ということであれば、それをチェック・フォローするのは長崎市となり、市民の皆様から寄せられた情報を基に、調査を行い、必要に応じて飼い主等に指導や助言を行うこととなります。</p>
4	<p>「野良猫」の問題とは別かもしれませんが、繁殖業者やペットショップについての記述がないことが気になりました。</p> <p>ペットショップで購入した動物を飼えなくなったからと愛護団体へ持ち込む事例をニュースで見たことがあります。動物の愛護・管理という問題については販売業者も無関係ではなく責任や役割はあると思います。</p>	<p>繁殖業者やペットショップについては、動物愛護管理法により都道府県知事が所管となります。</p> <p>ご指摘のとおり、動物の愛護及び管理に関しては販売業者も無関係ではありません。長崎県は令和3年3月に策定した「第3次長崎県動物愛護管理推進計画」の中で、動物取扱業者の責務として、「購入者及び譲受者に対し飼い主責任の自覚を促し、正しい知識の提供と動物愛護管理の普及啓発を行う重要な責務を担っています」としています。</p>
5	<p>飼い猫の糞尿への意見</p> <p>猫は犬と違って鎖や檻に入れられてないので自由に動き回り、飼い主宅から周辺地域に出て糞尿をしており迷惑至極でこの後始末をしている。(糞尿だけに憤慨している)</p> <p>これの対策として犬の飼い主同様、猫の飼い主さんへ糞尿の処理を行わせるよう条文を設けて欲しい。案として</p>	<p>飼い猫については、屋内飼養が原則であることから、飼い主の糞尿の処理については規定していませんが、猫を含めた動物の飼い主の遵守事項として、動物が公共の場所並びに他人の土地及び建物等を不潔又は損傷しないようにすることについて規定することとしています。</p>

「(仮称) 長崎市動物の愛護及び管理に関する条例骨子(案)」に関するパブリック・コメントの回答について

No	意見の内容	長崎市の考え方
	<p>「道路その他公共の場所及び他人への土地(庭・駐車場等)に糞尿をし、この猫の飼い主が明らかに判る場合(猫の写真等)は、その飼い主へ糞尿処理を申し入れすることができ、飼い主はすみやかに糞尿を衛生的に処理しなければならない。」                      よろしく願いいたします。</p>	
6	<p>本条例に賛成します。野良猫に対する無責任な給餌に迷惑していますので、抑止力として罰則規定をぜひ設けていただきたいと思います。</p>	<p>動物愛護管理法において、都道府県知事に、動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に起因した生活環境が損なわれている事態を生じさせている者に対し、必要な指導又は助言をすることができる権限(第25条第1項)が与えられており、必要な措置をとるよう勧告することができます(同条第2項)。また、勧告に係る措置をとらなかった場合の命令(同条第3項)や当該命令に違反した場合の罰則(50万円以下の罰金、第46条の2)が規定されています。長崎市としても、悪質なケースについては、長崎県と連携しながら、動物愛護管理法に基づき、適正な措置を講じるよう、協力して取り組んでいきたいと考えているため、本条例に罰則は設けていません。</p>
7	<p>条例骨子(案)                      P4                      ③野良猫への無責任な餌やりのルールや規制とは具体的な内容を知りたい。                      規制ではなく「禁止」にすべきである。                      ・無責任な餌やりは百害あって一利無し                      餌やりをするから、生殖力がつき増える一方。                      私の居住区は、野良猫だらけで糞害に苦慮している、野良猫への給餌者以外が毎日糞の片付けをしている現実。                      給餌しからない者には罰金を果し、徴収した罰金も含めて、無責任な給餌者を摘発したり、糞の清掃をする組織を作る。                      野良猫への給餌禁止のポスター、看板、チラシを作り自治会未加入世帯にも届く工夫をすること。</p>	<p>本条例では、飼い主のいない動物への給餌を禁止するとともに、飼い主のいない猫に給餌については、別に基準を定め、それを遵守するよう規定することとしています。別に定める基準とは、給餌を行う猫、給餌の方法、糞尿の適切な処理等について定めるもので、条例骨子(案)6ページに記載があります。                      動物愛護管理法において、都道府県知事に、動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に起因した生活環境が損なわれている事態を生じさせている者に対し、必要な指導又は助言をすることができる権限(第25条第1項)が与えられており、必要な措置をとるよう勧告することができます(同条第2項)。また、勧告に係る措置をとらなかった場合の命令(同条第3項)や当該命令に違反した場合の罰則(50万円以下の罰金、第46条の2)が規定されています。長崎市としても、悪質なケースについては、長崎県と連携しながら、動物愛護管理法に基づき、適正な措置を講じ</p>

「(仮称) 長崎市動物の愛護及び管理に関する条例骨子(案)」に関するパブリック・コメントの回答について

No	意見の内容	長崎市の考え方
		<p>るよう、協力して取り組んでいきたいと考えているため、本条例に罰則は設けていません。</p> <p>また、飼い主のいない猫への不適切な給餌にお困りであり、周知用のポスターやチラシ等が必要ということであれば、動物管理センターにご相談ください。</p>
8	<p>1. 近所の方が野良猫に無責任に餌をやって子猫が増え、敷地内に糞をされ困っている、注意すると逆恨みされそうで注意できない</p> <p>2. 加害者(無責任に野良猫に餌をやる人) 被害者(糞を掃除する人、猫に侵入される人)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 被害者が糞の清掃をし、加害者は知らん振りしている現状をどう思いますか?</li> <li>* 被害者は侵入されないように敷地を網で囲って生活している、どう思いますか? 無駄な出費が発生しています、なぜ人間が網の中で生活しなければいけないのですか、現実ですよ</li> </ul> <p>3. なぜ野良猫に餌をやらなければならないのか?(野良猫を増やすことを前提に考えている)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 餌をやるから野良猫が増える、対応に無駄な税金を使う必要はない</li> <li>* 身勝手な餌やりは虐待ではないのか?(ネコも迷惑でしょう・飼ってもくれないのに)</li> <li>* 糞が大量にある生活道を通る子供は毎日臭い思いをしている</li> </ul> <p>4. 野良猫に置き餌(生活道・他人の敷地内に)をする人への罰則を厳しく設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* なぜ毎日生活道のネコの糞を掃除しなければならないのか?</li> </ul> <p>5. 野良猫に無責任に餌をやって(野良猫)子猫を増やしている人は罰せられなくて、処分する人はなぜ罰せられるのはなぜですか?</p> <p>6. 敷地内へ侵入した猫の捕獲方法とその後の対応の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 現行…侵入された人が捕獲して動物管理センターへ連絡して対応(土日祝・警察へ拾得物として持込対応してもらう)</li> </ul>	<p>1～3 条例骨子(案)に関する意見ではないため、回答は行いませんが、野良猫への無責任な餌やりによって生活環境被害を受けているということであれば、動物管理センターにご相談ください。</p> <p>4 動物愛護管理法において、都道府県知事に、動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に起因した生活環境が損なわれている事態を生じさせている者に対し、必要な指導又は助言をすることができる権限(第25条第1項)が与えられており、必要な措置をとるよう勧告することができます(同条第2項)。また、勧告に係る措置をとらなかった場合の命令(同条第3項)や当該命令に違反した場合の罰則(50万円以下の罰金、第46条の2)が規定されています。長崎市としても、悪質なケースについては、長崎県と連携しながら、動物愛護管理法に基づき、適正な措置を講じるよう、協力して取り組んでいきたいと考えているため、本条例に罰則は設けていません。</p> <p>5 4にあるとおり、飼い主のいない動物への給餌若しくは給水に起因した生活環境が損なわれている場合は、罰則の対象となる場合があります。</p> <p>また、愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、動物愛護管理法により罰せられます(同法第44条第4項により、猫は愛護動物とされており、同条第1項により、愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処されます。愛護動物の虐待や遺棄に関しても、同条第2項及び第3項により、1年以下の懲</p>

「(仮称) 長崎市動物の愛護及び管理に関する条例骨子(案)」に関するパブリック・コメントの回答について

No	意見の内容	長崎市の考え方
	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 改善…動物愛護団体も対応する</li> <li>7. 動物愛護団体業務の追加要望               <ul style="list-style-type: none"> <li>* ネコによる迷惑を真剣に分かってほしい(人間よりネコ優先に考えているように思う)</li> <li>* ネコに対する苦情を真剣に取り組んでもらう</li> <li>* 野良猫に無責任に餌をやる人を訪問し教育してもら(被害者が分からないようにする)</li> <li>* 野良猫(特に子猫)を捕獲し保護する…被害者の大変さが分かるし被害者の気持ちも分かるはず</li> <li>* ネコパトロール隊を結成し見回り保護する</li> </ul> </li> <li>8. 野良猫へ餌をやる人は罰則を受けるというポスターを作成し配布する(本気度を伝える)</li> </ul>	<p>役又は100万円以下の罰金に処されます)。</p> <p>6 動物管理センターでは、自宅等に入り込まれ、生活環境被害を受けている場合に引取りを行っていますが、当該猫を当センターに持ち込んでいただく必要があります。</p> <p>なお、動物愛護団体の対応については、個々の団体の活動に関わることであるため、回答は差し控えさせていただきます。</p> <p>7 動物愛護団体への要望については、個々の団体の活動に関わることであるため、回答は差し控えさせていただきます。</p> <p>8 本条例には罰則は定めませんが、ポスターの作成等については、周知を行う上での参考とさせていただきます。</p>
9	<p>I. 全体共通的な問題</p> <p>1. 条例は市民に判読され、理解され、実行されて初めて有用な条例になる。市民に有用で有益な条例を自信と確信をもって制定し、条例の目的を実現するという気概を感じられない(この程度でいいや~という)条例になってしまっている。</p> <p>○ 全体として日本語になっていない文章が多いので、明確に理解できない。もって回った言い方で何を言いたいのがはっきりしない文章が多い。もっと簡潔で平易な判り易い文章にしないと一般市民には理解されずに、せっかくの条例が市民生活に活かされないようになってしまう。</p> <p>○ 文章に書いてあることは判読できても、具体的な内容が解らないもの、関係者の立場で異なる解釈をしてしまうような表現が多く、注</p>	<p>回答は、「II. 内容の問題」の部分で個別に行っておりますので、そちらをご参照ください。</p>

「(仮称) 長崎市動物の愛護及び管理に関する条例骨子(案)」に関するパブリック・コメントの回答について

No	意見の内容	長崎市の考え方
	<p>釈や説明が必要なものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 動物の愛護及び管理に関する条例とされているが、現行の犬取締条例が土台となっている関係からか？特定動物や猫の飼い主、飼い主のいない動物に給餌する者に対して必要とされる規定が欠落し、犬の飼い主に対する規定に偏った条例になっている。</li> </ul> <p>2. 未成熟で不完全な条例案は撤回し、再度見直し修正して再提案する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 条例骨子案の全体を俯瞰すると以下の特徴と問題がある。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前半部分は、それなりに条文化できる前のレベルまでに落とし込んであるが、後半部分は「・・・する(できる)ことについて定める」として、細部まで踏み込まずに規定する事項を記載しているにすぎない状況で、全体としてのレベルが歪になっている。そのため後半部分は、細部に対する意見・コメントが述べられない状況になっている。</li> <li>・ 「行政の現状と課題について」に述べられている課題等を解決するために制定する「動物の愛護及び管理に関する条例」として、不可欠な事項と考えられる市の責務や特定動物の飼い主の責務などの必須と考えられる事項が欠落しており、前段で述べられた課題を踏まえた条例内容になっていない。</li> <li>・ 条例骨子案の11以降は主に犬と犬の飼い主に対するものだけの内容になっているが、動物の愛護及び管理に関する条例であり、その他の動物、特定動物や猫の飼い主、飼い主のいない動物に給餌する者に対する規定も必要とされるはずであるが、それらの規定は欠落している。</li> </ul> </li> <li>○ 現行の犬取締条例が制定されてから約五十年近くの歳月が経過している。上記の特徴・問題を抱えた生煮えの稚拙な条例を拙速に制定することは、将来に禍根を残すことになり、又、一旦制定した条例を改正するには正当な理由や新たな時間・労力を要することとなる。</li> </ul>	

「(仮称) 長崎市動物の愛護及び管理に関する条例骨子(案)」に関するパブリック・コメントの回答について

No	意見の内容	長崎市の考え方
	<p>したがって、現段階で再度時間をかけて内容をつぶさに見直し、市民の誰もが納得し賛同できるような内容に修正して再提案をすることが望ましく、かつ、必要である。</p>	
	<p>II. 内容の問題</p> <p>1. 条例の目的について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「長崎市の動物の愛護及び管理に関する基本理念を定め、関係者(市、市民、飼い主等)の責務を明らかにするとともに、」とされているが、この文章では、基本理念に関係者の責務を定めているかのような受け止め方になってしまうので、適切な表現に変える必要がある。</li> <li>○ 「人の生命、身体及び財産」とあるが、このうち「財産」の内容が解らない。注釈を付けるか、定義の中で明示する必要がある。</li> </ul>	<p>1 いただいたご意見については、本条例案を作成する際の参考とさせていただきます。</p>
	<p>2. 定義について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ (6)係留：飼い犬は動物の間違ひではないか？</li> <li>○ 係留を係留等とし、その中に動物を移動させる場合の係留方法を明記すべき。「動物を固定した物に丈夫な鎖、綱でつなぎ、若しくは保持し、又は檻、柵若し…」</li> <li>○ 特定犬についての定義がなされておらず、欠落している。環境省告示で定められた「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」に定められた【特に、大きさ及び闘争本能にかんがみ人に危害を加えるおそれが高い犬「危険犬」】を定義する必要がある。すでに他県では「危険犬」を「特定犬」として定義した条例を制定しており、最近、他県で飼い犬による子供の咬殺事件が発生した。長崎市でも咬傷事件が起こる可能性があり、事件を絶対に起さないとの信念のもとに、必要な規定を含めて事前に条例に取り入れる必要がある。</li> </ul>	<p>2 (6)係留については、犬の飼い主の遵守事項に係留について規定していることから、対象は飼い犬となります。</p> <p>特定犬については、「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」に危険犬の所有者等に関する規定があることから、本条例に取り入れることは考えていません。</p> <p>その他のいただいたご意見については、本条例案を作成する際の参考とさせていただきます。</p>
	<p>3. 3基本理念について</p>	<p>3 いただいたご意見については、本条例案を作成する際の参考とさせ</p>

「(仮称) 長崎市動物の愛護及び管理に関する条例骨子(案)」に関するパブリック・コメントの回答について

No	意見の内容	長崎市の考え方
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基本理念についての表現と内容が文章からよく理解できない。特に「下記にあげる事項を基本理念として行わなければならない。」という表現は文章として違和感があり、理解できない。</li> <li>○ 「感受性を持つ命ある動物」とされるが、「感受性を持つ」の表現は不要ではないか？何故、感受性を持つという表現を使っているのか分からない。</li> <li>○ (1)の文章は二つに分け、適切な表現にした方がより良く理解できるのではないか。                (1)命ある動物をみだりに殺し、傷つけ、苦しめてはならないとする部分                (2)動物が人の生活環境内に存在しており、人との共生を目指すとする部分</li> <li>○ (2)動物愛護の精神を育むことが、結果的に生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養につながることは判るが、もっと判り易い簡潔で平易な文章にする必要がある。</li> </ul>	<p>ていただきます。</p>
	<p>4. (1)市の責務について 行政当局として市にしかできない事項が欠落している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基本理念に掲げている「動物愛護精神の醸成や共生社会を実現することの市民への啓もう活動」や「市と市民の相互理解と連携による協働を実践する呼びかけや市民への教育活動」を市の責務として掲げるべきである。</li> <li>○ 国、県、その他の地方公共団体や関係団体と連携することを掲げるべきである。</li> </ul>	<p>4 動物の愛護及び管理に関する事項を定めた法律に動物愛護管理法がありますが、長崎市が抱える課題を解決するにあたり、法の規定のみでは不足する部分があるため、当該部分について、本条例で規定することにより長崎市の実情に合ったルールを設けるものです。</p> <p>ご指摘いただいた啓蒙活動、教育活動、国等との連携については、法に規定があることから、本条例に市の責務として規定することは考えていませんが、動物の愛護及び管理に関する施策を実施する上で大変重要なことと位置付けており、今後とも積極的に取り組んでいきたいと考えています。</p>
	<p>5. (3)飼い主の責務について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ アの文中の「適正飼養及び健康、」は「適正飼養及び健康管理、」とす</li> </ul>	<p>5 いただいたご意見については、本条例案を作成する際の参考とさせていただきます。</p>



「(仮称) 長崎市動物の愛護及び管理に関する条例骨子 (案)」に関するパブリック・コメントの回答について

No	意見の内容	長崎市の考え方
	<p>べきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ イの文中の「人に危害を加えたり、」は「人及び財産に危害を加えたり、」とすべきである(条例の目的に沿った内容にすべきである)</li> <li>○ エの文中の「適正飼養が困難となるようなおそれがある場合は、」は、「適正飼養が困難とならないよう適切な管理を行わなければならない。」と基本的なあり方を示した上で、更に続けて、例外的なあり方として、「また、困難な状況になる恐れがある場合は、」とすべきである。</li> </ul>	
	<p>6. (4)飼い主になろうとする者の責務について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ アの終わりの部分「努める。」は「努めなければならない。」にすべきである。</li> <li>○ イの文面は、「飼養する動物の終生飼養に努めること等、将来にわたる適正飼養の可能性について慎重に検討しなければならない。」に変更すべきである。</li> </ul>	<p>6 いただいたご意見については、本条例案を作成する際の参考とさせていただきます。</p>
	<p>7. (5)飼い主のいない動物に給餌する者(給餌者)の責務について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ アの文中の「周辺の生活環境」は「<u>周辺住民</u>の生活環境」とすべきである。</li> <li>○ イの文中の「飼い主のいない猫への給餌については、」は「飼い主のいない猫へ給餌する者は、」と者を特定すべきである。</li> <li>○ 猫に給餌する者には猫の数を減らす対策を行わせることが欠落している。「飼い主のいない猫に給餌する者は、当該猫を増やさないため猫に不妊去勢手術等を受けさせなければならない。」ことを明記すべきである。</li> </ul>	<p>7 いただいたご意見については、本条例案を作成する際の参考とさせていただきます。</p>
	<p>8. 【別に定める基準の内容】について</p> <p>① (ア)の文中の「周辺住民への説明に努める」は努力義務ではなく、「周</p>	<p>8④ 給餌者が他人の土地で給餌を行う場合に、当該土地の所有者に承諾を得るなど、給餌を行うことを正当化する法律上の原因が備わっ</p>

「(仮称) 長崎市動物の愛護及び管理に関する条例骨子(案)」に関するパブリック・コメントの回答について

No	意見の内容	長崎市の考え方
	<p>辺住民へ説明しなければならない。」と実施義務にすべきである。</p> <p>② (イ)の文中の「給餌を行う者」は「以下の猫以外に給餌してはならない。」と対象を特定すべきである。</p> <p>③ (ウ)の文中の「給餌の方法等」は「以下に定める方法以外で給餌等をしてはならない。」と方法を特定すべきである。</p> <p>④ (ウ)の・の2番目の文中の「給餌者が正当な権原に」は「給餌者が正当な権限に」の誤りではないか？権原とは何か解らないので、注釈が必要である。</p> <p>⑤ (エ)の文中の「糞尿等の適切な処理」は「猫がした糞尿等は以下により適切に処理しなければならない。」と処理方法を特定すべきである。</p> <p>⑥ (エ)の・の1番目の文中の「糞尿等は」は「給餌を行った猫が地域周辺でした糞尿等」と対象を特定すべきである。</p> <p>⑦ (エ)の・の2番目の文中の「トイレを」は「猫専用のトイレ」と対象を特定すべきである。</p>	<p>ている必要があることから、「権原」としています。</p> <p>その他のいただいたご意見については、本条例案を作成する際の参考とさせていただきます。</p>
	<p>9. 5飼い主の遵守事項について</p> <p>○ 前文の中の「動物による人の」は「動物による人及び財産への」とすべきである。(条例の目的に沿った内容にすべきである)</p>	<p>9 飼い主の遵守事項を規定するに至った説明を記載した前文ですので、本条例に盛り込むことはありませんが、ここでいう人には、人の生命、身体及び財産を含んだものとなります。</p>
	<p>(1) 飼い主の遵守事項について</p> <p>① アの文中の「動物に適正に給餌給水を行うこと」は「動物に適正に給餌給水、運動を行い、適切な休息及び睡眠を確保すること」とすべきである。</p> <p>② ウの文中の「動物の訓練等は」は「動物の訓練、しつけ等は」とすべきである。</p> <p>③ クの文中の「習性に応じた」は「習性及び飼育環境に応じ、更に周辺住民の生活環境の保全に支障を生じさせない」とすべきである。</p>	<p>(1)④ 動物の終生飼養については、飼い主の責務に規定しています。動物の遺棄については、動物愛護管理法第44条第3項に罰則が規定されていることから、本条例には規定していません。</p> <p>その他のいただいたご意見については、本条例案を作成する際の参考とさせていただきます。</p>

「(仮称) 長崎市動物の愛護及び管理に関する条例骨子(案)」に関するパブリック・コメントの回答について

No	意見の内容	長崎市の考え方
	<p>④ 「動物を終生飼養し、捨てないこと」を明記すべきである。</p> <p>⑤ 動物の搬送についての項目を設定すべきである。 「動物の搬送は、動物の種類、性質等に応じた適切な方法で行うこと」</p> <p>⑥ 人獣共通感染症が何か解らないので説明・注釈をつける必要がある。</p>	
	<p>(2) 犬の飼い主の遵守事項について</p> <p>① イの文中に「身体又は財産に」は「<u>身体及び財産に</u>」とすべきである。 (同上)</p> <p>② ウの文中の「身体又は財産に危害を加えることのないように丈夫な鎖又は綱でつなぎ、かむ癖がある場合には口輪をかける等の必要な措置を講ずること」は「<u>身体及び財産に危害を加えることのないように、飼い犬を制御できる者が、飼い犬を常に監視しながら丈夫な鎖、綱でつなぎ、若しくは保持し、かむ癖がある場合には口輪をかける等の必要な措置を講ずること</u>」と変更すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「身体及び財産」は上記と同じ理由</li> <li>・ 「<u>飼い犬を制御できる者が、飼い犬を常に監視しながら</u>」は、現行の条例は鎖、綱でつなげば事故は起らないという前提に立っているが、私の愛犬は他の犬とすれ違う際に3回かまれており、つなぐだけでは咬傷事故が起こる可能性が高い。咬傷事故を絶対的に防ぐためには、散歩等で係留場所から連れ出すときは犬を制御できる飼い主の恒常的な監視を求める必要がある。</li> <li>・ 「<u>若しくは保持し</u>」は定義の係留と同じ理由</li> </ul> <p>③ ウの文中に「かむ癖がある場合には」の飼い犬がかむ癖があるか否か、更に口輪をかけるか否かの判断は一義的に飼い主が行うことになる。しかし、飼い主に判断を任せただけの場合、かむ癖があるにもかかわらず口輪をつけてない等の問題が生じる元凶となる。 (現実に私の愛犬を咬んだ犬は現在も口輪をつけておらず、今でも散歩ですれ違う際に飛び掛かり、咬みつこうとする等の問題行動を起</p>	<p>(2)①②⑧⑨ 飼い犬が人の生命・身体・財産のうち1つにでも害を加えることがないように係留することを求めていることから、「人の生命、身体又は財産に害を加えることのないよう」としています。</p> <p>④ 咬傷事故の届出や獣医師への検診については、長崎市狂犬病予防法施行細則第10条～第11条に規定していることから、本条例に規定することは考えていません。</p> <p>⑤ <b>いただいたご意見を踏まえ、本条例案を作成いたします。</b></p> <p>⑥⑦ 「人の生命、身体又は財産に危害を加えるおそれのない場所」及び「人の生命、身体又は財産に危害を加えるおそれのない方法」について、本条例には市の基本的な考え方を示すこととしており、具体的な例示を行うことは考えていません。</p> <p>その他のいただいたご意見については、本条例案を作成する際の参考とさせていただきます。</p>

「(仮称) 長崎市動物の愛護及び管理に関する条例骨子(案)」に関するパブリック・コメントの回答について

No	意見の内容	長崎市の考え方
	<p>こす。) そのような問題を生じさせないためには、飼い主に判断を任せるのではなく、咬傷事故を必ず報告させ、その報告に基づき1回でも咬傷事故を起こした犬は市で管理し、飼い主に口輪をかけさせる指示を行い、口輪をかける義務を負わせるべきである。その上で、「かむ癖のある犬」については、「1回でも人や他の動物を咬んだ犬で市から口輪をかけることを指示された犬」との注釈をつけるべきである。</p> <p>④ 犬による事故の届出の項目が欠落しており、届出の規定を設定すべきである。上記の理由の外に、咬傷への手当て、市への報告や狂犬病予防対応等の事故時の対応について定める必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「飼い犬が人又は他の動物をかんだ場合は、直ちに適切な応急措置及び新たな事故発生の予防策を実施し、事故の状況及び当該措置について市に届け出るものとする。また、当該犬を獣医師に検診させなければならない。」</li> <li>・ 「犬にかまれた場合は、かまれた者又はかまれた他の動物の飼い主は、速やかに市に届け出なければならない。」</li> </ul> <p>⑤ エの文中の「連れ出すときは、糞尿を」は「連れ出すときは、<u>犬の糞等を処理する用具を携行し、糞尿を</u>」と用具の携行を明記すべきである。</p> <p>⑥ ※の(イ)の文中の「人の生命、身体又は財産に危害を加えるおそれのない場所」に道路、公園その他の公共の場所がはいらないことは判るが、具体的にどのような場所か解らないので、注釈が必要である。</p> <p>⑦ 同様に※の(イ)の文中の「人の生命、身体又は財産に危害を加えるおそれのない方法」とは、具体的にはどのような方法か解らないので、注釈が必要である。</p> <p>⑧ ※の(イ)の文中の「身体又は財産に」は「<u>身体及び財産に</u>」とすべきである。</p> <p>⑨ ※の(エ)の文中の「身体又は財産に」は「<u>身体及び財産に</u>」とすべき</p>	

「(仮称) 長崎市動物の愛護及び管理に関する条例骨子(案)」に関するパブリック・コメントの回答について

No	意見の内容	長崎市の考え方
	<p>である。(条例の目的に沿った内容にすべきである)</p> <p>(3) 猫の飼い主の遵守事項について</p> <p>○ 飼い猫であることを明らかにする措置を行わせる措置を追加する必要がある。</p> <p>「猫の所有者は首輪、名札等により飼い主がいることを明らかにすること」</p>	<p>(3) 猫の飼い主は、上記(1)の「飼い主の遵守事項」も遵守する必要があります。(1)の飼い主のいない遵守事項に「動物の所有者は、迷子札等により、動物が自己の所有であることを明らかにするための措置を講じるよう努めること」とあるため、同様の規定を猫の飼い主の遵守事項に設けることは考えていません。</p>
	<p>(4) 特定動物の飼い主の遵守事項について</p> <p>○ 特定動物の飼い主の遵守事項が欠落している。</p> <p>○ 適正飼養を徹底していなければ、大きな事故・事件が生じる可能性が大きい特定動物の飼い主が必ず守らなければならない必須の遵守事項があるはずであり、それらを整理して、明示する必要がある。</p> <p>○ 特定動物の飼い主の遵守事項が記載されていない理由が判らない。</p>	<p>(4) 特定動物の飼養又は保管の方法について、法第31条に規定されているため、本条例において、飼い主の遵守事項を規定することは考えていません。</p>
	<p>10. 6 地域猫活動に対する取り組みへの支援について</p> <p>○ 「人と飼い主のいない猫との共生に配慮した取り組みを推進するため、」となっているが、市は将来的(永久的)にも地域住民と飼い主のいない猫を共生させようとしているのではないかという疑問を感じる文章になっている。飼い主のいない猫が蔓延し、地域住民にいろいろな被害を及ぼしている現状を改善するために、近い将来を含む当面の対策として餌やりを規制し、排せつ物処理などを規定して、地域住民に極力迷惑を及ぼさないように条例を制定しているものと理解している。(その間に、飼い主のいない猫の数を不妊去勢手術で減らし、近い将来には飼い主のいない猫をなくすという考えを前提としているとの理解の下で)したがって、市の基本的な考え方として、近い将来までに飼い主のいない猫の問題は解決するという姿勢を示し、それまでの間に限って、「やむを得ず共生せざるを得ない間は」と理解で</p>	<p>10 本条例の目的は、市民と動物の共生社会の推進であり、ここでは市民と飼い主のいない猫の共生に配慮した取り組みである地域猫活動に対し、市が支援を行うことについて定めることとしています。ご指摘のような表現は目的と合致しないことから、本条例に規定することはできませんが、飼い主のいない猫への不適切な給餌の規制等により、飼い主のいない猫の数を減らすことは必要であると考えており、不幸な猫をこれ以上増やさないためにも、動物愛護団体等と連携し、様々な施策を推進してまいります。</p> <p>なお、地域猫活動の用語については、説明を行うこととしています。</p>

「(仮称) 長崎市動物の愛護及び管理に関する条例骨子(案)」に関するパブリック・コメントの回答について

No	意見の内容	長崎市の考え方
	<p>きる表現にすべきである。</p> <p>○ 地域猫活動がどのようなものか理解できないので、説明・注釈が必要である。</p>	
	<p>1 1. 7犬又は猫の多頭飼養の届出について</p> <p>○ 前段部分で「犬猫の合計飼養数が10以上」とされているが、(1)及び(3)において、「犬又は猫の」とされており、犬、猫それぞれに10と読まれるので、誤解を生まない表現に改めるべきである。</p>	<p>1 1 いただいたご意見を踏まえ、誤解を与えないよう本条例案を作成いたします。</p>
	<p>1 2. 9 特定動物の逸走時等の措置について</p> <p>○ (1)の文章に周辺住民への告知と必要な措置の内容が不足している。 「特定動物が逸走した際は市や警察、その他関係行政機関に報告するとともに、<u>周辺住民に知らしめ、人の生命、身体及び財産に対する被害を防止するために必要な措置を講じなければならない。</u>」と下線部分を追加すべきではないか？</p> <p>○ (2)の文章は市長への届出と被害者の救済措置等の記載順序が誤っている。 「特定動物が人の生命、身体及び財産に危害を加えた場合は、直ちに被害者に対する応急措置及び新たな事故の発生予防する措置を講じるとともに、市長に届出なければならない。」と変更すべきではないか？</p>	<p>1 2 <b>いただいたご意見を踏まえ、本条例案を作成いたします。</b></p>
	<p>1 3. 10 災害発生時の措置について</p> <p>○ (1)~(4)の順序が間違っている。(3)を(1)へ、(4)を(2)へ、(2)を(3)へ、(1)を(4)に変更すべきである。</p> <p>○ 以下の通りに語句の不足を補い、文章の順序等を修正すべきである。 (1)飼い主は<u>常日頃より</u>災害時における適正飼養に向けた備えに努めなければならない。</p>	<p>1 3 いただいたご意見については、本条例案を作成する際の参考とさせていただきます。</p>

「(仮称) 長崎市動物の愛護及び管理に関する条例骨子(案)」に関するパブリック・コメントの回答について

No	意見の内容	長崎市の考え方
	<p>(2)市は動物と飼い主がともに避難するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。</p> <p>(3)飼い主は災害時において動物とともに避難し、<u>避難場所においても適正飼養</u>に努めなければならない。</p> <p>(4)市及び市民は、災害時には相互に協力して動物の保護と動物による<u>事故の発生防止</u>に努めなければならない。</p>	
	<p>14. 11 犬の抑留等について</p> <p>○ 前段部分で、「現行の長崎市犬取締条例第5～6条及び第8条と同じ内容を定める」としているが、(1)(2)(3)ともにそのようになっていない。</p> <p>○ (1)の文中の「野犬を捕獲する」は少なくとも、「野犬を捕獲させ、抑留することができる。」とすべきであり、また、現行の犬取締条例の第5条第2項の「捕獲人はあらかじめ指定する。」、第3項の「捕獲人は、犬の捕獲に従事するときは、身分を示す証票を携帯しなければならない。」という文面が欠けている。</p> <p>○ (2)の文章の表現では、飼い主の判明していないものだけに、その旨を2日間告示しなければならないとし、飼い主の判明しているものについては引き取るべき旨を通知するだけになっている。現行の犬取締条例の規定内容とは異なっており、本来の趣旨に戻す表現に改める必要がある。</p> <p>○ また、現行の犬取締条例の第6条第2項及び第3項の内容とする文面が欠けている。</p> <p>○ (3)の文中の「身体又は財産に」は「身体及び財産に」とすべきである。</p> <p>○ (3)の文章の後に、現行の犬取締条例第8条の後段に定められている「この場合において、市長は…周知させなければならない」という文面が欠けている。</p>	<p>14 パブリック・コメントで示しているものは条例骨子となり、現行の犬取締条例にある犬の抑留(第5条)、抑留の告示(第6条)、野犬の薬殺(第8条)から主な内容を抜粋したものとなります。本条例には現行の犬取締条例と同じ内容を規定することとなります。</p>
	<p>15. 12 動物の譲渡について</p>	<p>15 本条例には、譲渡対象となる動物を規定するとともに、適正飼養が</p>

「(仮称) 長崎市動物の愛護及び管理に関する条例骨子(案)」に関するパブリック・コメントの回答について

No	意見の内容	長崎市の考え方
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「市長は、収容した犬、猫等を適正飼養ができる者に譲渡ができることについて定める。」と表記してあるが、具体的な内容が判らない。</li> <li>○ 収容の定義を説明する必要がある。</li> </ul>	<p>できる者の条件を別に定めることとしています。</p> <p>その他のいただいたご意見については、本条例案を作成する際の参考とさせていただきます。</p>
	<p>16. 13措置命令について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「犬の飼い主の遵守事項に違反していると認められるときは、飼い主に対し、…必要な措置を講じるよう命じることができることについて定める。なお、現行の犬取締条例第4条と同じ内容である。」としているが、なんで犬の飼い主だけが対象となるのかが判らない。</li> <li>○ 猫の飼い主、飼い主のいない動物に給餌をする者、特定動物の飼い主に対しても必ず守るべき責務に違反した場合には措置命令の対象とすべきであり、そのための条文を整理する必要がある。特に人や他の動物に危害を加える危険性の高い特定動物の飼い主に対して、違反行為があった場合は、厳しい措置命令を課すべきである。</li> </ul>	<p>16 動物愛護管理法において、都道府県知事に、動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に起因した生活環境が損なわれている事態を生じさせている者に対し、必要な指導又は助言をすることができる権限(第25条第1項)が与えられており、必要な措置をとるよう勧告することができます(同条第2項)。また、勧告に係る措置をとらなかった場合の命令(同条第3項)や当該命令に違反した場合の罰則(50万円以下の罰金、第46条の2)が規定されています。</p> <p>但し、犬については、人の生命、身体又は財産に危害を加えるおそれがあるため、犬取締条例に措置命令が規定されており、本条例においても同様に犬の飼い主を対象に措置命令を規定するものです。</p> <p>また、特定動物の飼い主に対しては、都道府県知事(長崎市内においては長崎市)が動物愛護管理法の規定に基づき、改善措置等の命令を行うこととなります(法第32条)ので、本条例には規定していません。</p>
	<p>17. 14の報告の徴収及び立入検査について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 対象が犬の飼い主やその関係人となっているが、なぜ犬の飼い主やその関係人に関してだけに報告の徴収及び立入検査が必要なのが理解できない。</li> <li>○ 猫の飼い主、飼い主のいない動物に給餌を行う者、特定動物の飼い主に対しても必要な場合は報告の徴収及び立入検査を行うべきである。</li> </ul>	<p>17 16と同様に、動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に起因した生活環境が損なわれている事態を生じさせている者に対しては、都道府県知事が、特定動物の飼い主に対しては、長崎市が動物愛護管理法の規定に基づき、報告の徴収及び立入検査を行うこととなります。</p> <p>但し、犬については、人の生命、身体又は財産に危害を加えるおそれがあるため、犬取締条例に措置命令が規定されていますが、令和元年の法改正により都道府県知事による動物の適正飼養のための規制が強化されたことを踏まえ、長崎市としても、犬の飼い主に対する適正飼養のための規制を強化することから、措置命令を行うに際し、必</p>



「(仮称) 長崎市動物の愛護及び管理に関する条例骨子(案)」に関するパブリック・コメントの回答について

No	意見の内容	長崎市の考え方
	<p>18. 15罰則について</p> <p>○「長崎市犬取締条例において規定している犬の係留義務違反等に関する罰則に加え、市が実施する報告の徴収や立入検査に応じなかった飼い主等に対する罰則を新たに設ける。」としているが、なぜ罰則の対象が犬の飼い主だけなのかが理解できない。</p> <p>○猫の飼い主、飼い主のいない動物に給餌をする者、特定動物の飼い主に対しても対象として必要な場合は罰則を科するべきである。</p> <p>○長崎市犬取締条例は昭和43年4月1日に施行された条例で、すでに五十数年が経過している。当時の貨幣価値と現在では雲泥の差があり、罰金の額をふさわしい額に見直すべきである。</p> <p>○【罰則が適用される項目】について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・イの文中の「当該犬が人に危害を加えた場合」は「当該犬が人及び財産に危害を加えた場合」とすべきである。</li> </ul> <p>19. 現行の犬取締条例の(返還手数料)及び(委任)に関する規定が除かれている。</p>	<p>要な限度において、報告の徴収や立入検査ができることについて本条例に規定するものです。</p> <p>18 16や17と同様に、動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に起因した生活環境が損なわれている事態を生じさせている者や特定動物の飼い主に関する罰則は法に規定されています。</p> <p>但し、犬については、人の生命、身体又は財産に危害を加えるおそれがあるため、犬取締条例に罰則が規定されており、本条例にも同様に犬の飼い主を対象に場則を規定するものです。</p> <p>また、本条例の罰金の額については、罰則を科するのが目的ではなく、係留義務違反の抑止を目的とするものであり、県内の市町の犬取締条例においても、ほぼ長崎市と同じ金額となっていることから、地域性も踏まえ、現行の額としています。</p> <p>なお、新設する「報告の徴収や立入検査に応じなかった飼い主等に対する罰則」については2万円以下の罰金としています。</p> <p>19 返還手数料及び委任についても、本条例で規定します。</p>
10	<p>このパブリックコメント募集の機会に、日頃から猫の放し飼いで困っている近隣住民を代表して書かせていただいております。</p> <p>まず、今回の条例案は現実的には猫を放し飼いにする人に有利な内容となっており、長崎市が現状を全く理解されておらず、善良な市民に対してあまりにも理不尽であることにとても落胆しております。</p> <p>動物の命や環境も大事ですが、それ以前に市は現状を把握し、まず人間(市民)の権利や環境を守るのが先だと思います。</p> <p>私どもは小綺麗な戸建てが並ぶ第一種低層住宅専用地域に住んでおります。どの家も家の周りや庭を綺麗にしており、野良猫などは昔からいま</p>	<p>猫の屋内飼養については、猫の放し飼い等による周辺への生活環境被害を防止するのはもちろんですが、その他にも、感染症等の疾病、不慮の事故、迷子、虐待等を防止することが目的であることから、市内全域を対象にするものであります。</p> <p>また、環境省が策定している「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」において努力義務としていることから、長崎市としてもこれに準じて努力義務としています。</p> <p>動物愛護管理法において、都道府県知事に、動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に起因した生活環境が損なわれている事態を生じさせてい</p>

「(仮称) 長崎市動物の愛護及び管理に関する条例骨子(案)」に関するパブリック・コメントの回答について

No	意見の内容	長崎市の考え方
	<p>せん。しかし、数年ほど前から、後から越してきた数軒が飼い猫を放し飼いにしだしたおかげで、周りの人達は汗をかいて手入れした芝生や花壇、家庭菜園などにフンをされていてとても困っています。時には自動車のボンネットの上で猫が日向ぼっこして傷を付けたりもしています。</p> <p>勝手に自分の手入れした庭に他人の猫が入ってくるだけでもとても不愉快な思いをしています。そもそも自家用車等に傷をつけるなど犯罪行為ではないでしょうか。</p> <p>そういったことを放し飼いをしている方々に伝えても、一向に意に介さないようなありさまで。中には堅気ではない感じなので逆恨みが怖くて伝えることができない方もいます。</p> <p>こういった現状がある中、この度の条文案にはやむを得ない場合は屋内で飼わなくて良いとなっており、一定、放し飼いを認めるようになっていることに驚きます。</p> <p>それではこのまま、いや法的には今まで以上に善良な市民が泣き寝入りしなければならない状況に追い込まれます。</p> <p>屋内で飼えない場合でも自分のペットが人様に迷惑をかけないように、他人の敷地に入らないようにヒモで繋ぐとかするように義務付けるべきだと思います。</p> <p>条文案には排泄等の躰を行なうよう努めることとありますが、そもそも猫に排泄の躰は普通の人ではできません。</p> <p>それを「努める」ことさえすれば良いとなっていることはおかしいです。動物飼育の専門家でもない、他人の迷惑を省みずに放し飼いをするような者が排泄物のしつけなどできないことは明白です。</p> <p>これでは間接的に他人の庭で糞をすることを長崎市が認めているようなものです。</p> <p>少なくとも放し飼いを認めるのであれば人様の自動車に傷を付けたり他人の庭でフンをする猫の飼い主には過料を課すなどすべきだと思います。</p>	<p>長崎市の考え方</p> <p>る者に対し、必要な指導又は助言をすることができる権限(第25条第1項)が与えられており、必要な措置をとるよう勧告することができます(同条第2項)。また、勧告に係る措置をとらなかった場合の命令(同条第3項)や当該命令に違反した場合の罰則(50万円以下の罰金、第46条の2)が規定されています。</p> <p>長崎市としても、悪質なケースについては、長崎県と連携しながら、動物愛護管理法に基づき、適正な措置を講じるよう、協力して取り組んでいきたいと考えているため、本条例に罰則は設けていません。</p>

「(仮称) 長崎市動物の愛護及び管理に関する条例骨子(案)」に関するパブリック・コメントの回答について

No	意見の内容	長崎市の考え方
	<p>いつもそれを立証するのが困難なため、また放し飼いをするような者はほとんどない逆恨みをするため善良な市民は泣き寝入りしているの で、そうならない形で。</p> <p>一方、農山漁業集落などでは昔から放し飼いをする文化もあるでし ょうから、放し飼いが認められる地域と認めない地域を指定するのが良い と思います。</p> <p>その際は住宅専用地域など法的に良好な住環境を保全するようになっ ている地域では是非放し飼い禁止区域としていただきたいです。</p> <p>最後に、長崎市並びに長崎市議会におかれましては、善良な市民が不当 な者からの仕打ちに泣き寝入りをしなければならないような条例にしま いよう、何卒、お願いいたします。</p>	
11	<p>項目7:犬猫の合計飼養数が10以上になった時の届け出に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多頭飼育崩壊は、頭数はもちろんの事 不妊手術を実施しているかどう かが大きなきかけになり得るので、届け出書類の項目には不妊手術実 施の有無を記入する欄を作った方がいいと思います。</li> <li>・過去に、すでに起こってしまった多頭飼育崩壊のレスキューに携わっ たことがあります。原因は飼養主の認知機能が低下しており、崩壊に気 づいていない(数を正しく認識していない)事でした。こういったケース や予備軍の場合、自ら申請することは考えにくいので、近隣、自治会長、 ケースワーカー等と情報共有し親族に連絡を取るなど厳正に対応してい く体制が必要なのではないかと思えます。</li> </ul> <p>項目12:動物の譲渡に関して</p> <p>市内にて活動しているボランティア団体・個人にも譲渡会の場を提供・ま たは共に宣伝活動や支援をしてほしいです。譲渡会開催の場所不足や、お 知らせに拡散力が足りない、保護動物の飼養代金に自腹を切っている現 状を感じているので、ボランティアを登録制にするなど一定のルールを 設け、支援制度を制定してほしいと思えます。</p>	<p>項目7</p> <p>いただいたご意見については、多頭飼養の届け出書類を作成する際 の参考とさせていただきます。</p> <p>また、多頭飼養の届出を含めた本条例の周知については、広報ながさ き、ホームページ、SNS等を活用し、広く市民に周知を行うこととし ています。</p> <p>項目12</p> <p>長崎市では、市内の動物愛護団体等と協働して譲渡会を開催してお り、一般の方の参加も条件がありますが可能です。</p> <p>また、市内の動物愛護団体には公園等の市の施設を利用して譲渡会 を開催しているところもありますので、場所の提供についてはご相談 ください。</p> <p>譲渡会の周知広報については、各団体によりSNSやポスター等によ り宣伝活動が行われていますが、新型コロナウイルス感染症の影響 から開催が中止となることも多く、開催の頻度が少なくなっています。 今後とも、譲渡会の開催等、動物愛護に関する取組みについて、動物</p>

「(仮称) 長崎市動物の愛護及び管理に関する条例骨子(案)」に関するパブリック・コメントの回答について

No	意見の内容	長崎市の考え方
		<p>愛護団体等の皆様との協働のもと取り組んで参りたいと考えています。</p> <p>なお、ボランティアの登録制については、検討しているところであります。</p>
12	<p>長年待っていた条例でした。</p> <p>近所の野良猫へ餌やりに困り果てています。玄関の外に餌や水を置いたり、公園に餌(生魚や鶏肉、ネコの缶詰等)を持ってきてあげたりしている人がいて、異臭はしますしそのせいで猫の数も増えています。周囲の目を気にして、夜中に公園に来て餌をあげたりする人もいます。</p> <p>こういう方は、言っても聞かない人が多いので何か罰金や行政措置をとれるくらいの厳しい罰則が必要だと思います。</p> <p>殺処分を減らすためにも、長崎の街並みを綺麗に保つためにも必要な条約だと思います。</p> <p>町内会への掛け声など地域と密着して協力しながら条例を施行してほしいです。</p>	<p>動物愛護管理法において、都道府県知事に、動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に起因した生活環境が損なわれている事態を生じさせている者に対し、必要な指導又は助言をすることができる権限(第25条第1項)が与えられており、必要な措置をとるよう勧告することができます(同条第2項)。また、勧告に係る措置をとらなかった場合の命令(同条第3項)や当該命令に違反した場合の罰則(50万円以下の罰金、第46条の2)が規定されています。</p> <p>長崎市としても、悪質なケースについては、長崎県と連携しながら、動物愛護管理法に基づき、適正な措置を講じるよう、協力して取り組んでいきたいと考えているため、本条例に罰則は設けていません。</p>
13	<p>個別事項</p> <p>①2 「給餌者」についても定義すべき</p> <p>②4-(5) 7と同様に給餌者も届出を必要とする (8の指導・助言を円滑に行うため)</p> <p>③4-(5)-イ-【別に定める基準】-(イ) 猫は特定し、その旨明らかにする措置を講じる (5-(1)-コ 同様の措置を講じる)</p> <p>④5-(1)-コ 努力義務「努める」ではなく、義務が良い</p> <p>⑤5-(1)-コ 犬・猫についてはマイクロチップ埋設を努力義務にする (動物管理センターで飼い主などの情報を読み取れる体制を作る)</p> <p>⑥5-(3)-ア、イ イで「やむを得ず」としているため、アは努力義務ではなく義務にする (その場合、文面としてはア、イを一つの項にまとめた方が良くも)</p>	<p>④ 動物愛護管理法第7条第6項により努力義務となっていることから、長崎市としても、これに準じて努力義務とし、飼い主の遵守事項の浸透に努めていきたいと考えています。</p> <p>⑤ 動物愛護管理法の改正により、犬又は猫の所有者は、その所有する犬又は猫にマイクロチップを装着するよう努めなければならないと規定されることとなっています(令和4年6月1日施行)。</p> <p>⑥ 猫の屋内飼養については、環境省が策定している「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」において努力義務としていることから、長崎市としてもこれに準じて努力義務としています。</p> <p>⑦ 動物愛護管理法において、都道府県知事に、動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に起因した生活環境が損なわれている事態を生じさせている者に対し、必要な指導又は助言をすることができる権限(第25条第1項)が与えられており、必要な措置をとるよう勧告することがで</p>

「(仮称) 長崎市動物の愛護及び管理に関する条例骨子(案)」に関するパブリック・コメントの回答について

No	意見の内容	長崎市の考え方
	<p>ない)</p> <p>⑦8 多頭飼育・給餌や飼育を禁じる命令まで出せると良い</p>	<p>きます(同条第2項)。また、勧告に係る措置をとらなかった場合の命令(同条第3項)や当該命令に違反した場合の罰則(50万円以下の罰金、第46条の2)が規定されています。</p> <p>その他のいただいたご意見については、本条例案を作成する際の参考とさせていただきます。</p>
14	<p>無責任な餌やりは、野良ネコだけではなく野生動物(狸・カラス)等も規制してほしい。</p> <p>餌やり・糞尿の処理の他、ノミ・ダニの駆除も必要。</p> <p>飼い主等への指導・助言がおこなわれた場合、町内会へも経緯・結果を連絡してほしい。</p> <p>ネコ砂等のゴミ出しが適正に行われていないため、ゴミステーションの掃除当番に影響している。</p> <p>屋外飼育によって、病気や事故で死んでいるネコをこれ以上、見たくありません。</p> <p>屋外飼育の糞尿や爪とぎで、これ以上、ネコを嫌いにさせないで欲しいし、嫌いになりたくありません。</p>	<p>本条例では、飼い主のいない動物に対する周辺的生活環境に悪影響を及ぼす不適切な給餌を禁止しており、ここでいう動物には狸やカラス等の野生動物を含みます。</p> <p>なお、飼い主等への指導・助言に係る経緯・結果の連絡については、動物管理センターにご相談ください。</p>
15	<p>今回の骨子(案)作りを知り、日々猫の糞尿に困って生活しているので大変期待しています</p> <p>まず近所の猫好きなお婆さんは夜な夜な公園で餌をあげ、注意すると反対に怒り出すしまつ、町内近所を見回るとドントキヤットだらけ…😓</p> <p>我が家の花壇も薔薇🌹を植えていますが糞尿の被害を受け根本にはドントキヤットを一面に置いている状態マーキングもされ花壇に好きな花、野菜も育てようと言う気持ちになりませんいや糞尿された土は触りたくないですね</p> <p>市民が快適に住み良い長崎市への条例を期待いたします</p>	<p>ご意見をいただきありがとうございます。</p> <p>市民と動物の共生社会の実現に向け、長崎市の実情に即した条例を策定するとともに、本条例の市民への幅広い周知に努めてまいります。</p>

「(仮称) 長崎市動物の愛護及び管理に関する条例骨子(案)」に関するパブリック・コメントの回答について

No	意見の内容	長崎市の考え方
16	<p>動物にも住民票みたいな登録をしてほしいです。 我が家には4匹の猫がいます。 2019年5月にビニール袋にへその緒のついた状態で5匹保護 交番に行って届出。どうなるのか?聞くと夜間だったので翌朝以降管理 センターへの連絡になるとの事。間違いなく一晩越せない状態で落とし 物預かり?として連れて帰りました。 三日目に一匹なくなり、残り四匹はそのまま我が家で。。 現在に至ります。 その後も、近所に2匹遺棄されていて保護して譲渡、その後また1匹保 護し譲渡 それなりに金額もかかりました、それでもほっとけないし。 家族として迎える動物は登録をして、亡くなったときもその旨登録 本当の野良ちゃんと区別できれば保護活動も、しやすくなるのでは?と 思います。 かわいいだけ、かわいそうなだけでの餌やりさん達にも命の大切さをわ かってほしいです。 災害時に万が一ペットを置いて避難したり迷子になったりしたときも一 つでも助かる命が増えればいいなと思います。 フンの放置にも悩まされてます。 もっと厳しくしてほしいです。</p>	<p>動物愛護管理法の改正により、犬猫等販売業者にマイクロチップの装 着並びにマイクロチップ識別番号及び所有者に係る情報の登録が義務化 されました(犬や猫の一般の所有者については努力義務となります)。 本条例においても、飼い主の遵守事項で動物が自己の所有であることを 明らかにするための措置を講ずるよう努めることについて規定してい ます。</p>